

令和8年2月24日

## 懲戒処分の公表

南伊勢町は、下記のとおり懲戒処分を行ったので「南伊勢町職員の懲戒処分の公表基準」に基づき、公表します。

### 記

1. 被処分者

建設課 係員 野田 凌哉

2. 処分の種類

免職

3. 処分の発令日

令和8年2月24日

4. 処分の理由

地方公務員法違反

5. 事案の概要

令和8年1月21日、飲酒をしたうえで軽乗用車を運転し、対向車線に進出し対向進行してきた対向車に衝突させ、傷害を負わせ危険運転致傷の疑いで起訴された。